

周南市子どもたちへの臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために給付金を支給します！

支給にあたって、申請が不要な方と必要な方に分かります。

★児童手当の支給情報を活用した「プッシュ型」による支給対象者は**申請不要**です。

★児童手当の支給を受けていない方及び公務員は**申請が必要**です。

1. 対象児童

平成16年4月2日～令和5年2月28日までに生まれた児童

2. 支給対象者 対象児童の父又は母に支給します。

3. 給付額 対象児童1人当たり、1万円です。

4. 支給時期 10月下旬から順次支給を開始します。

※申請が不要な方と必要な方で支給時期が異なります。入金が確認できなかった場合等、詳しくはお問い合わせください。

5. 支給方法

①周南市から児童手当を受給している方（申請が不要）

児童手当を受給している口座に振り込みます。※支給を希望しない場合は、10月6日（木）までに、給付金受給拒否の届出書を郵送又は窓口まで持参してください。（様式は周南市のHPからダウンロードできます。）

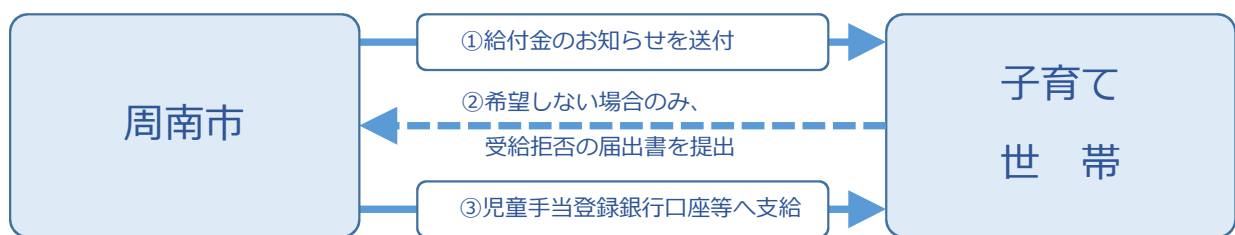
②対象児童を養育する①以外の方（申請が必要）

本給付金の申請書（請求書）で指定した口座に振り込みます。

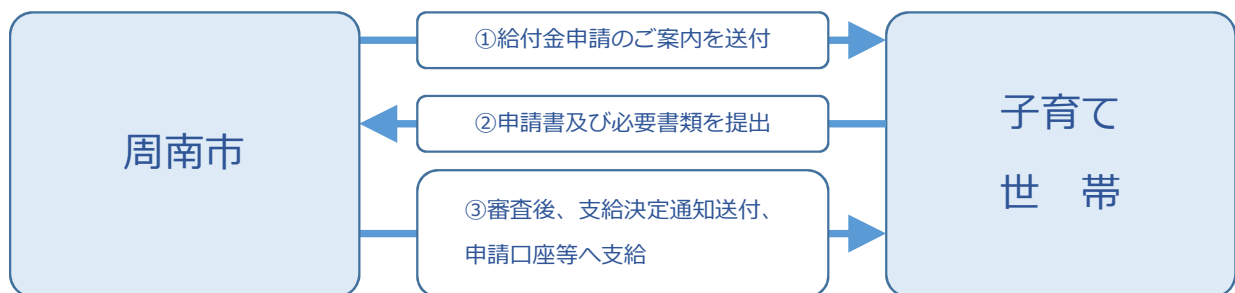
※指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、給付金が支給できません。

令和5年2月末までに必ずご対応をお願いします。

申請が**不要**な方：「プッシュ型」により、10月25日(火)に支給



申請が**必要**な方：随時、申請に基づき支給



お問い合わせは

周南市役所 こども局 次世代政策課

電話：0834（22）8460